

(3) 事業系一般廃棄物

ごみ 4

分別区分		説明	回数	排出方法	収集方法	処理施設等
資源物	1 資源化可能な紙	新聞、雑誌、ボール紙、段ボール、紙バック、ミックスペーパー(ノート・事務用紙・ダイレクトメール・包装紙・カタログ・窓あき封筒・はがき・レシート・感熱紙・メモ用紙・写真・シュレッダーにかけた紙など)資源化に適さない可能性のある紙類(※)は除く	随時	搬入先や収集運搬業者の指定する方法による	排出事業者自らが運搬又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(以下「専ら物」という)のみを収集運搬する業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	古紙再生業者又は一般廃棄物処理業者
	2 布類	布類、下着、靴下、セーター、毛布、シーツ、カーテン、ハギレ、毛糸など	随時			
	3 植木剪定材	剪定した植木の枝や葉、草・落ち葉など(竹・笹・シュロを含む)	随時			植木剪定材は長さ1.5m以下、直径60cmを超える幹類は60cm以下に切って排出。産業廃棄物(建設業に係るもの)は除くこと
ごみ	1 燃やすごみ	この表の1項から3項までを除く一般廃棄物(生ごみ、汚れた紙類、資源化に適さない可能性のある紙類、繊維くず、木くずなど)食料品や医薬品等の製造業に係る動植物性残さ、建設業、木材等やパルプ製造業、輸入木材の卸売業に係る木くずは除く	随時	生ごみはできる限り水分、油分を除去して排出 排出禁止物及び産業廃棄物は除くこと 焼却や搬入に支障がない大きさ・重さとする	排出事業者自らが運搬又は一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者の委託を受けて収集運搬	名越クリーンセンター(大町5-11-16)/今泉クリーンセンター(今泉4-1-1)

※ 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属・プラスチック・ガラス・布・粘着物等がついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、合成紙等